

社会福祉法人清須市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「ふれあい・いきいきサロン」を実施する者に対して、清須市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、その活動を支援することにより地域における福祉活動の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ふれあい・いきいきサロン」（以下「この事業」という。）とは、地域を拠点として、その地域に居住する当事者（高齢者・障害者・子育て中の親とその子など）とボランティア及び地域住民とが協働で企画及び運営を行い、高齢者を始めとする地域の仲間づくり、生きがいつくりを目的とした活動のことをいう。

(実施主体者)

第3条 この事業は、次の各号のいずれかに該当する者が実施するものとする。

- (1) 本会に登録しているボランティア団体
- (2) 清須市内のブロックまたは自治会・町内会
- (3) 当事者団体等（但し、清須市及び本会から何らかの補助金の交付を受けている団体を除く。）
- (4) その他本会会長が必要と認めた者

(利用対象者)

第4条 この事業の利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する市内在住者とする。

- (1) おおむね65歳以上の高齢者
- (2) 障害者（児）とその家族（但し、障害者のみまたは家族のみの参加も可能とする。）
- (3) 子育て中の親とその子ども（但し、親子同時参加を原則とする。）
- (4) 清須市内のブロックまたは自治会・町内会に属している者（但し、その属するブロックまたは自治会・町内会の代表者がこの事業の利用を認めた場合に限る。）

(事業内容)

第5条 この事業の内容は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 養護（くつろぎ・おしゃべり等）
- (2) レクリエーション（歌・ゲーム等）
- (3) 創作活動（小物作り・手芸等）
- (4) 日常生活動作訓練（料理教室等）
- (5) 健康づくり（健康体操等）
- (6) 昼食会

(7) その他、利用対象者と実施主体が協働で企画運営を行い、誰もが楽しく参加できるもの。(季節の行事など)

(連携協働)

第6条 この事業を実施しようとする者は、必要に応じて清須市内のブロック又は自治会・町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、当事者組織(寿会・子供会など)、その他関係機関と連携を図り、協働して事業を推進するものとする。

(実施期間)

第7条 この事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間とする。

(実施要件)

第8条 この事業の実施要件は、次の各号のとおりとする。

(1) 実施場所 清須市内

(2) 実施回数 年間4回以上(利用対象者の日常生活の一部になるよう、月1回以上の定期的な実施が望ましい。)

(3) 利用対象者の人数 5名以上(但し、第4条第3号に該当する利用対象者は、1家族を1名とする。)

(4) チラシ・回覧板・社協だより等の広報媒体を活用し、事業の周知及び参加者の募集を行うこと。

(事業の認定)

第9条 この事業を実施しようとする者は、事業を実施する日の2週間前まで(4月14日以前に事業を実施する場合は前日まで)に、実施団体登録申請書(第1号様式)を本会会長に提出し、事業の認定を受けなければならない。なお、第4条第4号に定める者を利用対象者として事業を実施しようとする者は、実施団体登録申請書の利用対象者の欄に、参加対象とするブロックまたは自治会・町内会の代表者の承認を得なければならない。

2 本会は、この事業を実施しようとする者が第8条の実施要件を満たしていると判断した場合は、事業の認定を行い、実施団体登録認定通知書(第2号様式)を交付する。

(支援内容)

第10条 本会は、事業の認定を受けた者に対し、次の支援を行う。

(1) 運営助成金の交付

(2) 講師・指導者・協力ボランティア等の調査と紹介

(3) 運営方法・実施内容などに関する相談援助

(4) 必要な備品の貸出

(5) 交流会(情報交換・研修等)の開催

(運営助成金及び助成対象)

第11条 前条第1号に規定する運営助成金の助成額、対象経費並びに助成対象者数は次の

とおりとする。

- (1) 助成額については、対象経費支出額から参加費等の収入額を差引いた額、助成対象者数1名につき200円を乗じて得た額及び20,000円を比較し、最も少ない額とする。
- (2) 対象経費については、別表1のとおりとする。
- (3) 助成対象者数は、利用対象者のうち参加費を支払った人数（但し、第4条第3号に該当する利用対象者の場合は、家族数）とする。
- (4) この事業の実施については、本会が実施する他の助成金制度との併用はできないものとする。

(参加費)

第12条 利用対象者の参加費は、1人（但し、第4条第3号に該当する利用対象者の場合は1家族）1回50円以上とし、その額については、実施主体者が決めるものとする。

(事業報告及び助成金請求の手續)

第13条 事業の認定を受けた者が、助成金の交付を申請する場合は、事業終了後1ヶ月以内にふれあい・いきいきサロン事業助成金申請書兼事業報告書(第3号様式)にふれあい・いきいきサロン事業参加者名簿(第4号様式)を添えて本会会長に提出しなければならない。

(傷害保険)

第14条 本会は、レクリエーション傷害保険に加入し、この事業に参加する利用対象者に事故が発生した場合に必要な措置を行うものとする。

(禁止事項)

第15条 実施主体者は、この事業で知り得た個人の秘密や情報を他に漏らしてはならない。また、この事業を利用して、宗教活動や政治活動を行ったり、物品の販売行為等をしてはならない。

(助成金の返還)

第16条 本会会長は、実施主体者が不正により助成金を受けた場合や他の目的に助成金を使用した場合には、その全部または一部を返還させることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱の施行により、平成17年7月7日施行の社会福祉法人清須市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン事業助成要綱は廃止する。

ふれあい・いきいきサロン事業助成対象経費基準表

1. 対象とする経費

支出科目	使 途 例
日用品費	コピー用紙代、画用紙、文房具など
食材費	お菓子代、お茶代、昼食材料費、弁当代など
諸謝金、旅費・交通費	講師・出演者等への謝礼、交通費など
賃借料	会場借り上げ料など
水道光熱費	公民館エアコン代など

※対象経費については、サロン実施日に使用するものに限る。

※証拠書類は、レシートなど商品の明細がわかる書類とし、原則、実施日以前の日付のものとする。

2. 対象外とする経費

支出科目	使 途 例
器具什器費	デジタルカメラ、SDカードなど他の用途でも使用できる備品等の購入費
会議費	運営スタッフのみで行う喫茶店などでの打ち合わせに係る経費
損害保険料	レクリエーション傷害保険は本会として加入するため対象外とする。 ※ボランティア活動保険は、個人が加入するもののため、個人負担とするか、ボランティア団体運営助成費で申請をするものとする。 ※補償内容などの関係で、別の保険に加入を希望する場合は、実施主体者の負担とする。